平成２９年（フ）第２８２号
京都市右京区西院久保田町４番地１　西京極ハイツ306
債務者　植村冨美子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
京都市右京区太秦桂ケ原町19番地、前住所滋賀県大津市萱野浦24番50―209号
債務者　高崎香寿美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
京都市南区久世殿城町197番地12
債務者　山岡かおり
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
大阪府松原市北新町４丁目７番３号
債務者　岡本　民子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
堺市南区庭代台１丁23番３―109号、前住所大阪府大阪狭山市今熊４丁目711番地の22
債務者　宮本　正宏
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
松江市西川津町611番地５　佐々木アパート西側
債務者　岡本　貴文
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０２号
高知市薊野西町３丁目26番13号　北岡アパート206
債務者　恒石　　巧
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２０号
高知市長浜4281番地８
債務者　森沢　公晴
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２号
高知市大津甲1197番地２　コーポ山慶Ⅰ―102号室
債務者　古谷　瑞佳
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１号
高知県香美市土佐山田町杉田258番地
債務者　結城　武彦
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３３号
高知市大津乙675番地25
債務者　細川須賀子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５４号
盛岡市月が丘２丁目13番15―403号
債務者　櫻庭　広樹
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５８号
盛岡市青山３丁目35番22―206号
債務者　齊藤佳代子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２５号
群馬県太田市中根町503番地４
債務者　葛生　正子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第９６号
新潟県新発田市新栄町２丁目12番２号　エスポワール101
債務者　本間　　匠
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２号
静岡県掛川市家代の里１丁目22番地の７　フォレストⅡ203
債務者　有村　　仁
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
香川県さぬき市志度23番地１
債務者　田北奈緒美（旧姓小峰・増田・松岡・山辺）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係